令和4年度長崎職業訓練実施計画

令和4年4月28日

1 計画担当機関

長崎労働局 • 長崎県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部(以下「機構」という。)

2 総説

(1) 計画のねらい

平成27年2月5日に長崎県と締結した、『長崎県雇用対策協定』に基づき、産業振興等を通した魅力ある良質な雇用の創出と人材確保を図るため、 地域の求人ニーズ等に対応した職業訓練を展開することを掲げている。

この計画の目的は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練(以下「公共職業訓練(離職者訓練)」という。)や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第2条に規定する特定求職者(以下「特定求職者」という。)に対する支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)等について、国と県が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、以って安定的な就職を実現するための重要な事項を定めたものである。

(2)計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3)計画の立案、策定・施行

この計画は、1の計画担当機関をはじめ、県内の有識者、産業界・労働界、 教育機関等を構成委員とした、長崎労働局主催の長崎県地域訓練協議会(以下「協議会」という。)において立案する。

(4) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ改定する。

3 令和3年度における職業訓練をめぐる状況

(1)受講者数の状況

①公共職業訓練(離職者訓練)[12月末現在/前年同月末]	R3 年度	R2 年度
長崎県(長崎高等技術専門校施設内訓練)	8 人	6 人
長崎県(長崎·佐世保高等技術専門校委託訓練)	868 人	867 人
機構(長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練)	363 人	381 人

②公共職業訓練(在職者訓練)[12月末現在/前年同月末]	R3 年度	R2 年度
長崎県(長崎·佐世保高等技術専門校施設内訓練)	77 人	101 人
機構(長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練)	491 人	418 人

③公共職業訓練(学卒者訓練)[12月末現在/前年同月末]	R3 年度	R2 年度
長崎県(長崎·佐世保高等技術専門校施設内訓練)	324 人	332 人

④障害者等に対する公共職業訓練 [12月末現在/前年同月末]	R3 年度	R2 年度
長崎県(委託訓練)	11 人	28 人
長崎県(特別委託訓練)	29 人	30 人

⑤求職者支援訓練受講者数 [12月末現在/前年同月末]	R3 年度	R2 年度
長崎労働局・機構(基礎コース)	73 人	60 人
長崎労働局・機構(実践コース)	151 人	96 人

(2) 就職率の状況

①公共職業訓練(離職者訓練) [ア:9月修了者まで、イ·ウ:7月修了者まで/前年同月まで]	R3 年度	R2 年度
ア長崎県(長崎高等技術専門校施設内訓練)	100%	100%
イ長崎県(長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練)	81.1%	78. 1%
ウ機構(長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練)	93.9%	86. 7%

②公共職業訓練(学卒者訓練)[12月末現在/前年同月末]	R3 年度	R2 年度
長崎県(長崎·佐世保高等技術専門校施設内訓練)	71. 2%	78. 8%

③障害者等に対する公共職業訓練 [9月修了者まで/前年同月まで]	R3 年度	R2 年度
長崎県(委託訓練)	-%	-%
長崎県(特別委託訓練)	-%	-%

④求職者支援訓練 [6月修了者まで/前年同月まで]	R3 年度	R2 年度
長崎労働局・機構(基礎コース)	52. 3%	53.8%
長崎労働局・機構(実践コース)	54. 5%	59.1%

4 計画期間中における職業訓練の実施方針等

長崎県内の雇用失業情勢は、求人が底堅く推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を引き続き注視する必要がある。こうした状況の中、雇用情勢の改善を図るためには、離職者の着実な就職促進を図ることが重要であり、そのためには職業能力のミスマッチ解消や一層の効果的、効率的な職業訓練を実施する必要がある。同時に、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常生活」の下で、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速化など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じており、こうした技術の進展等を踏まえた人材育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

このため、令和4年度においても、地場産業の動向や人材ニーズを踏まえ、 地域経済を支えてきたものづくり分野や人材不足が深刻な分野、成長が見込ま れる分野等における人材育成に重点を置いたコースやIT分野の資格取得を 目指すコース等を計画し、訓練を実施する。

また、職業訓練が効率的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、同時双方向型によるオンライン訓練が実施可能となったことから、 実施状況や訓練効果等を踏まえながら、オンラインによる訓練の実施を推進し ていくこととする。

(1)公共職業訓練(離職者訓練:施設内)実施計画

長崎県では、ものづくりを中心とした職業訓練を設定し、新たな職業に必要な基礎知識と技能を付与し、再就職を促進するための訓練を実施する。

また、機構は、地域の事業主団体や事業主等の人材ニーズを基に、ものづくり分野において、民間教育訓練機関では実施が難しいコースを設定し、基本となる技能を習得する訓練や職場実習を組み合わせた訓練を実施する。

機関(施設)	訓練科名	定員	訓練期間 【開始月】	目標就職率
長崎県 長崎高等技術専門校	配管科 [配管設備科]	10 (10)	6 ヶ月 【4月】	
機構 長崎職業能力開発 促進センター	機械 CAD 科	48 (48)	6 ヶ月 【4・7・1 月】	
	機械加工/CAD オペレーション科 (短期デュアルコース)	12 (0)	6 ヶ月 【10 月】	
	機械加工/CAD オペレーション科 (短期デュアルコース)	0 (12)	6 ヶ月 【4月】	
	板金・溶接科	36 (36)	6 ヶ月 【4・10・1 月】	
	板金・溶接科 (短期デュアルコース)	12 (12)	6 ヶ月 【7 月】	
	設備管理科	96 (96)	6ヶ月 【4・7・10・1 月】	80%
	住宅リフォーム技術科	64 (64)	6ヶ月 【4・7・10・1 月】	(80%)
	電気設備技術科	60 (60)	6ヶ月 【4・7・10・1 月】	
	橋渡し訓練 (集合型:各科共通)	30 (30)	1 ヶ月 【6・9・12 月】	
佐世保訓練センター	CAD·生産サポート科	60 (60)	6 ヶ月 【4・7・10・1 月】	
	テクニカルメタルワーク科 (短期デュアルコース)	24 (24)	6 ヶ月 【7・1 月】	
	〒クニカルメタルワーク科 [溶接施工科]	30 (30)	6 ヶ月 【4・10 月】	
	住環境計画科 [住環境コーディネイト科]	64 (64)	6 ヶ月 【4・7・10・1 月】	

	電気設備技術科	64 (60)	6 ヶ月 【4・7・10・1 月】	
	橋渡し訓練 (集合型:各科共通)	24 (24)	1ヶ月 【6・12月】	
合計	60 コース (55 コース)	634 (634)		

(2)公共職業訓練(離職者訓練:委託)実施計画

長崎県では、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性等に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練機関等を委託して訓練を実施することで、通所の利便性を図り、訓練の受講機会の確保を図る。

機関(施設)	訓練分野等	コース数	定員	目標 就職率		
長崎県	長崎県					
長崎高等技術専門校	建設	0 (0)	0 (0)			
	事務	49 (50)	850 (834)			
	情報	9 (7)	130 (100)			
	介護	16 (16)	226 (226)			
	サービス	2 (4)	40 (80)			
	委託訓練活用型デュアルシステム	2 (2)	30 (30)	80%		
佐世保高等技術専門	建設	0 (0)	0 (0)	(80%)		
	事務	23 (23)	345 (345)			
	情報	2 (1)	30 (15)			
	介護	6 (6)	68 (68)			
	サービス	0 (1)	0 (15)			
	委託訓練活用型デュアルシステム	2 (2)	30 (30)			
	合計	111 (112)	1, 749 (1, 743)			

(3) 公共職業訓練(在職者訓練)実施計画

企業と在職者ニーズを踏まえたレディメイド型コースや地域における中 小企業の個々のニーズに応じたオーダーメイド型コースを実施する。

また、事業主が雇用する労働者に対する教育訓練への施設・設備の使用 や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会 を提供する。

機関(施設)	訓練科名(分野)	コース数 (種類)	定員
--------	----------	-----------	----

長崎県 ・長崎高等技術専門校 ・佐世保高等技術専門校	・溶接科・機械技術科 ・機械加工科・電気工事科 ・自動車整備科・木造建築科 ・金属塗装科・商業デザイン科 ・OA事務科	15 (15)	103 (106)
機構 ・長崎職業能力開発 促進センター ・佐世保訓練センター	「設計・開発」、「加工・組立」 「工事・施工」、「検査」 「保全・管理」、「教育・安全」	81 (74)	876 (830)
	合計	96 (89)	979 (936)

(4) 公共職業訓練(学卒者訓練)実施計画

新規高等学校卒業者等を対象に、本県のものづくり産業を支える人材を養成するため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした2年訓練を実施する。

機関	=111を生むした	定員		
(施設)	訓練科名	1年課程	2 年課程	
長崎県				
長崎高等技術専門校	溶接科	30		
	[溶接技術科]	(30)		
	機械技術科	20	20	
	[機械加工・制御科]	(20)	(20)	
	電気工事科	20	20	
	[電気システム科]	(20)	(20)	
	白動声数供到	20	20	
	自動車整備科	(20)	(20)	
	木造建築科	20	20	
	[建築設計施工科]	(20)	(20)	
	商業デザイン科	20		
	尚未7	(20)		
	0A 事務科	20		
	[観光・オフィスビジネス科]	(20)		
佐世保高等技術専門校	溶接科	20		
	[溶接技術科]	(20)		
	機械加工科	20		
	[機械技術科]	(20)		
	電気工事科	20	20	
	[電気システム科]	(20)	(20)	
	 自動車整備科	20	20	
	日 日	(20)	(20)	
	木造建築科	20		
	[建築設計施工科]	(20)		
	金属塗装科	20		
	[自動車塗装科]	(20)		
	0A 事務科	20		
	[オフィスビジネス科]	(20)		
∆ - 1	14 科	290	120	
合計	(14 科)	(290)	(120)	

(5) 障害者等に対する公共職業訓練実施計画

障害のある方の職業的自立を支援するため、民間教育訓練機関等を活用した障害者の多様なニーズに対応した訓練を実施する。

た。						
機関 (施設)	訓練コース(訓練科)名	訓練 期間	定員	目標就職率		
長崎県						
・長崎高等技術専門校 ・佐世保高等技術専門校	知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	3ヶ月	37 (30)			
	実践能力習得訓練コース	3ヶ月	18 (25)			
	e ラーニングコース	3ヶ月	5 (5)	55%		
・長崎高等技術専門校	麺製造科	1年	11 (10)	(55%)		
	ポステック科	1年	6 (7)			
	0A ビジネス科	6ヶ月	0 (16)			
合		77 (93)				

(6) 求職者支援訓練

①実施方針

- ア 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響も懸念されることから、 非正規労働者や自営廃業者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就 いている者や無業状態の者などの雇用保険の基本手当を受けることがで きない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能を果たせるよ う405人*1程度に必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模は67 5人を上限とする。
 - ※1 訓練提供者数 405 人≒訓練認定規模 675 人×60% (充足率:平成 30 年度から 令和 2 年までの実績)
- イ 各地域に係る配分は、新規求人数や特定求職者数の推移に加え、訓練の 定員数・応募者数等の実績を勘案し、さらに地理的条件や地域内における 重複による不認定の解消を考慮した設定とする。
- ウ 訓練内容は、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する「実践コース」と、専ら就職に必要な基礎的能力を習得する「基礎コース」を同規模数程度に設定し、更に「実践コース」については、国が全国一律に設定する介護・情報・医療事務分野と人材不足分野及び成長分野とされている分野・職種について設定し、その構成比については、地域における産業の動向や求人・求職ニーズと併せ、就職実績等を考慮する。

- エ 認定単位期間は四半期単位とし、年間の特定求職者数に鑑みて計画期間の上半期を54.5%とする。なお、機構と協議の上で1か月単位の認定とすることも可能とし、認定申請受付期間等については、機構のHPで周知する。
- オ 就職氷河期世代に係る訓練については、就職氷河期世代への支援を協議する都道府県レベルのプラットホームとも連携を図り、短期間での取得が可能で訓練期間の下限を緩和(訓練期間2ケ月程度)した「期間緩和コース」や不安定就労状態の者が働きながら無料で受講でき訓練の時間帯等(タ方、土日等の訓練)に配慮した「時間緩和コース」などの対象者個々の状況に配慮した訓練コースの設定に努め、安定就労に有効な資格等の習得を支援する。

②訓練計画 ()内は前年度

機関	定員	地域	県南	県北	県央	離島		規模率	目標
(施設)	コース	共通	地域	地域	地域	地域	合計	(%)	就職率
		一六世	地块	16136	167%	地域		(/0/	小小村以十二
長崎牙	労働局(機構) 	T	T	T	T			T	
	基礎コース	60	60	60	60	30	270	40. 0	<u>58%</u>
	を従っ ハ	(120)	(85)	(70)	(60)	(30)	(365)	(48. 9)	(58%)
	中性コーフ	405	0	0	0	0	405	60. 0	
	実践コース	(232)	(45)	(30)	(45)	(30)	(382)	(51. 1)	
	85				85	21.0			
	[介護系]	(79)					(79)	(20. 7)	
	5-111-11 85				85	21. 0			
	[デジタル系] 	(60)				(60)	(15. 7)		
	「医生主教系」	30				30	7. 4 63%	63%	
	[医療事務系] 	(30)					(30)	(7. 9)	(63%)
	[7+1=0 T]	30					30	7. 4	
	[建設系] (30	(30)					(30)	(7. 9)	
	[営業販売	120					120	29. 6	
	事務系]	(-)					(-)	(-)	
	5 11 -	55					55	13. 6	
	[その他]	(33)	(45)	(30)	(45)	(30)	(183)	(47. 9)	
合計		465	60	60	60	30	675		
		(352)	(130)	(100)	(105)	(60)	(747)		

※地域(県南)長崎市·西海市·西彼杵郡

(県北) 佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡

(県央) 諫早市・雲仙市・大村市・島原市・南島原市・東彼杵郡

(離島) 五島市・対馬市・壱岐市・南松浦郡

- (注) ① 「規模率」は計画全体のうちの構成比を示す。各系の規模率は「実践コース」の うちの構成比を示す。
 - ② 「実践コース」のうち[デジタル]はITとデザイン(WEB系)、[その他]については、観光などの分野。
 - ③ 「基礎コース」「実践コース」ともに、上限値30%まで新規参入となる訓練を認定するが、認定単位期間において新規参入枠が上限値に達しなかった場合には、その分を実績枠として利用できる。また、認定単位期間において30%を超える新規枠の申請があり、実績枠に余剰が発生した場合には、その分を新規枠へ振り替えることも可能とする。
 - ④ 設定数を超える認定申請がある場合には、新規参入枠については公的職業訓練の案 等が良好なものから、実績枠については求職者支援訓練の就職実績等が良好なものか ら認定する。
 - ⑤ 「実践コース」のうち[介護]、[デジタル]、[医療事務]、[建設関連]、[営業販売事務]については、地域を限定せず共通枠として設定し、認定されなかった定員が発生した場合は、同一認定単位期間の「その他」に振り替えることができる。
 - ⑥ 第4四半期までの認定されなかった定員について、同分野での解消に努めるが、端数がある場合には、他の分野で当該端数を集約して利用できる。 なお、長崎労働局が必要であると判断した場合には、厚生労働省人材開発統括官付参事官に報告のうえ、第3四半期においても同様の取扱いを可能とする。
 - ⑦ 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合、振替は行わない。
 - ⑧ 各地域(ハローワーク管内)で申請できるコース上限は、四半期ごとに1分野1コースとする。但し、各月のコースが公共訓練と同分野・同地域で競合する場合は、申請できない場合がある。
 - ⑨ 認定されなかった定員は、次期以降の同分野に繰り越すことができる。

5 計画期間中における職業訓練実施推進体制等

(1) 関係機関の連携

協議会は、本計画の適正かつ円滑な実施を図るため、1の計画担当機関に 高等技術専門校・中核公共職業安定所を加えたワーキングチームを設置する。 また、計画担当機関及びその傘下の高等技術専門校・公共職業安定所・職 業能力開発促進センターは、公的職業訓練の実施推進のために、次のことに ついて相互に連携する。

- ① 情報の共有と調整
 - ア ワーキングチームは、別途定める設置要綱に基づき、協議会の作業部会 として、公的職業訓練の効果的な実施の推進を以て本計画の適正かつ円 滑な施行を図る。
 - イ 計画担当機関及びその傘下施設は、ワーキングチームを中心として、一層緊密な連携を促進するために、求職者・求人者へのニーズ調査及び訓練受講修了者へのアンケート調査を実施するとともに、各種好事例等の収集を行い、相互に情報・意見を交換する。

② 適切な受講あっせんのため取組

- ア 計画担当機関及びその傘下施設は、各訓練(特に公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練)の周知・広報について連携を図る。また、その方法については訓練受講希望者に対してわかりやすいものとなるよう、ワーキングチームを中心として検討を重ねる。
- イ 公共職業安定所は、求職者へのキャリアコンサルティングを通じて適切 な訓練コースの選択を支援する。

③ 効果的な就職支援の取組

- ア 訓練実施機関と公共職業安定所は、訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、互いに連携して就職に向けた支援の充実を図る。
- イ 訓練受講修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援と併せ、公共職業安定所においても、ジョブ・カードを活用しながら、未就職者の就職支援により一層取り組む。
- ウ 求職者支援訓練基礎コースを受講修了後において、引き続き技能の向上 が必要な者に対しては、求職者支援訓練実践コース及び公共職業訓練 (離職者訓練)等の連続受講について支援を行う。

(2) ジョブ・カードの活用促進

公的職業訓練及び就職支援におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、関係機関は効果的な周知・啓発等を行い、積極的な活用促進を図る。

6 訓練受講修了者に係る関係機関の情報共有と連携した就職支援

公的職業訓練の最大の目的は訓練受講修了後の円滑な就職であるため、計画 担当機関及びその傘下施設は訓練受講修了後の支援対象者の情報を共有し、連 携した就職支援に取り組む。

以上